

令和7年10月28日

「プラスチック類一括回収実証事業」を 今年度も南向台地区において実施します ～ 回収対象プラスチック製品を限定して昨年度データと比較 ～

福島市では、令和6年11月に続き南向台地区をモデル地区として、プラスチック製品分別回収の本格導入に向けた検証を行うため「プラスチック類※1 一括回収実証事業」を今年度も下記により実施いたします。

今回の実証事業では、環境省が定める分別基準に従い、現在「資源にできない燃やすごみ」又は「資源にできない埋めるごみ」として回収するプラスチック類のうち、全体または大部分がプラスチック素材である製品を対象に、容器包装プラスチックと同じ袋で一括排出していただき、ごみの組成分析を行います。

令和6年度の結果と比較し、本格導入時における収集・運搬・中間処理における諸課題の検証を行います。

記

- 1 実施期間：令和7年11月の第1～4の火曜日（4日・11日・18日・25日）
- 2 実施場所：南向台地区（ごみ集積所18箇所）
- 3 実証事業の流れ 【上記1の各日に以下の流れで収集～調査を行います。】

午前 9時30分から	収集業務開始（ごみ政策課職員がパッカー車で収集）
午前 11時30分まで	あぶくまクリーンセンターへ移動
正午から	組成分析調査開始（市委託業者）
- 4 取材を希望される場合
 - (1) 期日 令和7年11月4日（火）午前9時30分
 - (2) 場所 「南向台第1公園南東角」のごみ集積所へご参集ください。

※朝の住宅街での収集になりますので、お静かにお越しくださるようお願いいたします。

※1 プラスチック類（回収対象物の定義と昨年度からの変更点）：

■回収対象物

マークの有無に関わらず、環境省が定める分別基準に従い、「全体または大部分がプラスチック素材である製品」を指します。金属や紙などが主素材の製品は対象外です。

【回収例】ハンガー、コップ、バケツ、トレー、おもちゃ、歯ブラシなど

■昨年度との変更点

昨年度は、「プラスチックを使用した製品」と広く設定していたため、金属や紙などが主素材の製品も対象としていましたが、今年度は回収対象物を限定して実施します。

※「プラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律」（令和4年4月施行）では、各市町村に対してプラスチック製品全般のリサイクルに取り組むことを求めています。

担当：ごみ政策課 ごみ政策係
課長 根本、係長 増戸
電話 024-525-3744(直通)